

第3章 生活衛生

第1節 食品衛生

1 食品等の安全確保

(1) 食品関係施設数

食品関係営業施設の許可・届出等の事務を行っている（表1～2）。

なお、6月1日から改正食品衛生法が施行され、許可業種の変更や届出制度の法制化などにより、表が変更・追加されている。

(2) 食品衛生監視

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止するため、「石川県食品衛生監視指導計画」に基づき重点監視施設及び重点監視項目を定め、計画的に立入監視指導を実施した。

(3) 食品衛生普及啓発

ア 食中毒防止キャンペーン

コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度はキャンペーンを実施しなかった。

イ 食品衛生責任者研修会

管内の食品衛生協会が開催する食品衛生責任者研修会に講師を派遣し、管内の食品営業施設の各責任者に食品衛生に係る情報の伝達と意識向上等を図った。

ウ 食品衛生責任者養成講習会

新たな食品衛生責任者養成のため管内の食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会に講師を派遣し、衛生法規、公衆衛生学、食品衛生学等の基礎知識を習得してもらうことにより、食品衛生の中核を担う責任者の育成を図った。

エ その他

各種団体・企業からの依頼に基づき講師を派遣し、食品衛生思想の普及啓発にあたった。

2 食鳥処理の事業の規制

管内には認定小規模の食鳥処理場が1件あったが、平成29年度に事業を停止したため監視指導は行っていない。

なお、当該事業者からは廃業届が提出されている。

3 食中毒等の発生状況

(1) 食中毒の発生状況

管内では1件の食中毒が発生し、1人の患者が報告された（表3）。

病因物質は、アニサキスであった。

(2) 不良食品

当所に連絡のあった管内業者に係る不良食品は7件であった。（表5）。

不良理由としては、カビの発生、異物混入、使用基準違反及び表示不良に関するものであった。

(3) 食品苦情の状況

管内消費者等からの食品等に関する苦情相談や調査申し入れは30件であった。

苦情件数は前年度より増加し、それぞれについて所要の調査を実施し、必要な措置を講じた（表6）。

(4) 食品等の収去試験

管内の食品製造施設等から食品等を253件収去し、規格基準等の試験検査を実施した。

その結果、不良件数が9件発見された。これら食品等製造施設に対して、適切な取り扱いを指導し、違反の再発防止を図った（表4）。

表1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和3年度(単位:件)

業種別	年度当初 施設数	許可施設数		廃業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継続	新規			
飲食店営業	2,570	81	38	216	2,392	702
菓子製造業	458	11	8	33	433	138
乳処理業	3	-	-	1	2	9
乳製品製造業	4	-	-	1	3	5
魚介類販売業	305	3	-	58	247	68
魚介類せり売営業	5	-	-	-	5	4
魚肉ねり製品製造業	4	-	-	-	4	2
食品の冷凍又は冷蔵業	18	-	-	3	15	13
缶詰又は瓶詰食品製造業	6	-	-	1	5	8
喫茶店営業	575	6	2	18	559	38
あん類製造業	4	-	-	-	4	1
アイスクリーム類製造業	59	-	-	6	53	45
乳類販売業	440	7	2	85	357	29
食肉処理業	7	1	-	1	6	6
食肉販売業	319	2	-	46	273	98
食肉製品製造業	3	1	1	1	3	7
食用油脂製造業	1	-	-	-	1	-
みそ製造業	20	1	-	5	15	8
醤油製造業	12	-	-	-	12	1
ソース類製造業	3	-	-	-	3	1
酒類製造業	10	2	-	-	10	3
豆腐製造業	4	-	-	-	4	1
めん類製造業	16	2	-	2	14	4
そうざい製造業	118	4	2	13	107	59
添加物製造業	2	-	-	-	2	2
清涼飲料水製造業	6	1	-	-	6	9
氷雪製造業	3	-	-	-	3	-
氷雪販売業	1	-	-	1	-	-
合計	4,976	122	53	491	4,538	1,261

表1の2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

令和3年度(単位:件)

業 種 別	年度当初 施 設 数	許可施設数		廃 業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継 続	新 規			
飲食店営業	-	-	442	19	423	456
調理の機能を有する自動販売機	-	-	1	-	1	1
食肉販売業	-	-	19	-	19	23
魚介類販売業	-	-	32	-	32	36
魚介類競り売り営業	-	-	2	-	2	2
乳処理業	-	-	-	-	-	-
食肉処理業	-	-	2	-	2	3
菓子製造業	-	-	67	-	67	85
アイスクリーム類製造業	-	-	1	-	1	3
乳製品製造業	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	1	-	1	1
食肉製品製造業	-	-	2	-	2	1
水産製品製造業	-	-	4	-	4	8
氷雪製造業	-	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	1	-	1	1
食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	8	-	8	8
酒類製造業	-	-	1	-	1	1
豆腐製造業	-	-	1	-	1	1
麺類製造業	-	-	3	-	3	3
そうざい製造業	-	-	29	-	29	30
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
漬物製造業	-	-	14	-	14	16
密封包装食品製造業	-	-	1	-	1	1
食品の小分け業	-	-	4	-	4	6
添加物製造業	-	-	1	-	1	-
合 計	-	-	636	19	617	686

表2 許可を要しない食品関係営業施設

令和3年度(単位:件)

業 態 別		年度当初 施 設 数	届出数	廃止数	年度末 施設数	監視件数
旧 許 可 業 種	魚介類販売業(包装品のみ)	-	111	6	105	47
	食肉販売業(包装品のみ)	-	149	6	143	55
	乳類販売業	-	256	8	248	113
	氷雪販売業	-	4	-	4	-
	コップ式自動販売業(自動洗浄・屋内設置)	-	564	-	564	22
販 売 業	弁当販売業	-	12	-	12	62
	野菜果物販売業	-	31	3	28	50
	米穀類販売業	-	11	-	11	2
	通信販売・訪問販売	-	5	-	5	-
	コンビニエンスストア	-	84	2	82	28
	百貨店・総合スーパー	-	60	-	60	42
	自動販売機による販売業	-	94	-	94	2
その他の食料・飲料販売業	-	129	25	104	175	
製 造 ・ 加 工 業	添加物製造・加工業	-	-	-	-	-
	健康食品製造・加工業	-	-	-	-	-
	コーヒー製造・加工業	-	8	-	8	1
	農産保存食料品製造・加工業	-	29	1	28	2
	調味料製造・加工業	-	10	-	10	1
	糖類製造・加工業	-	-	-	-	-
	精穀・製粉業	-	1	-	1	-
	製茶業	-	3	-	3	1
	海藻製造・加工業	-	-	-	-	-
	卵選別包装業	-	1	-	1	-
その他の食料品製造・加工業	-	99	77	22	25	
上 記 以 外 の もの	行商	-	7	-	7	-
	集団給食施設	-	182	61	121	63
	器具、容器包装製造・加工業	-	61	-	61	56
	仮設店舗等における営業と見なされないもの	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
合 計		-	1,911	189	1,722	747

表3 食中毒

令和3年度(単位:人)

発生年月日	原因施設		摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	行政処分
	所在地	種類					
R3.5.26	小松市	魚介類販売業	1	1	柳八目(刺身)	アニサキス	営業停止1日間
合計	1件		1	1	-		

表4 食品等の収去試験

令和3年度(単位:件)

種別	試験区分						合計	不良件数
	成分規格	細菌等	食品添加物	残留農薬	アレルギー物質	その他		
魚介類	12	8	-	-	-	6	26	-
冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	10	3	5	-	-	-	18	-
肉卵類及びその加工品	-	3	6	2	-	5	16	-
乳	3	-	-	-	-	-	3	-
乳製品	-	-	-	-	-	-	-	-
乳類加工品	4	-	-	-	-	-	4	-
アイスクリーム類・氷菓	8	-	-	-	-	-	8	-
穀類及びその加工品	1	7	1	-	-	-	9	-
野菜類・果実及びその加工品	-	2	16	10	-	-	28	-
菓子類	-	11	25	-	9	-	45	7
清涼飲料水	11	-	4	-	-	-	15	-
酒精飲料	-	-	3	-	-	-	3	-
氷雪	-	-	-	-	-	-	-	-
水	-	-	-	-	-	-	-	-
かん詰・びん詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	20	8	9	-	-	-	37	2
添加物及びその製剤	-	-	-	-	-	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-	-	-	41	41	-
おもちゃ	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	69	42	69	12	9	52	253	9

表5 不良食品

令和3年度(単位:件)

不良理由 食品種別	腐敗 変敗	カビ 発生	異物 混入 (虫体)	異物 混入 (虫体以外)	法定外 添加物	成分規 格不適	使用基 準違反	表示 不良	その他	合計
菓子類	-	1	-	-	-	-	1	1	-	3
上記以外の食品	-	-	-	1	-	-	-	3	-	4
合計	-	1	-	1	-	-	1	4	-	7

表6 食品苦情受付

令和3年度(単位:件)

苦情内容 食品別	腐敗変敗	カビ発生	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	表示不良	有症苦情	その他	合計	検査 依頼
菓子	-	2	1	-	-	-	-	3	-
おにぎり、弁当類	-	-	-	1	-	-	-	1	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そうざい	-	-	-	1	-	-	-	1	-
牛乳、乳飲料	-	-	-	1	-	-	-	1	-
魚介類及びその加工品	-	-	-	-	-	1	-	1	-
飲食店の食事	-	-	-	1	-	5	2	8	-
その他の食品	-	-	-	-	-	4	3	7	-
容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(施設等)	-	-	-	-	-	-	8	8	-
合計	-	2	1	4	-	10	13	30	-

注:有症苦情とは、特定の食品等が原因で、下痢、腹痛、嘔吐等の食中毒様症状が発生したとして、届出された苦情で、食中毒、寄生虫症、感染症と判断されなかったもの。